○農林水産省告示第二千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西頭割八四二三の一・八四二五・八四二七・八四五〇の二・八四五一の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八四二三の二、八四二三の三、字見打田八四五三・八四六六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市万善字猿ケ谷一〇八九の二四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

白馬村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、白馬村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県飯山市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○経済産業省告示第二百七十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第一号の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

九州産業保安監督部管内

氏名又は名称（法人番号）	代表者の氏名	所在地	認定年月日
株式会社ガスパル九州（2900010717577）	代表取締役社長　池田　昌基	福岡県大野城市笹川一丁目6番13号	平成二十八年九月二十六日

○農林水産省告示第二千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字西頭割八四二三の一から八四二三の三まで、八四二四から八四二七まで、八四五〇の二、八四五一の一、字見打田八四五三、八四六六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅